

MORISAWA PASSPORT エンドユーザライセンス契約書

株式会社モリサワは、株式会社モリサワのフォント製品（以下「本フォント」とい
い、関連するドキュメンテーションを含みます）の使用についての契約条件（以下
「本契約」といいます）を次の通り定めます。本契約は、株式会社モリサワと本契
約に同意したエンドユーザ（個人・法人を問わず、以下「ライセンス取得者」とい
います）との間に適用され、株式会社モリサワからライセンス取得者に提供される
すべての本フォントに適用されるものとし、本フォントのアップデート及び新バー
ジョンについても適用されるものとします。

1. 使用の許諾

株式会社モリサワは、ライセンス取得者に対して、本契約の規定に従い本フォ
ントの使用を非独占的に許諾します。許諾の対象となる本フォント、本フォントを
インストールして使用することが出来るデバイスの台数及びライセンス取得者の
本フォントを使用する事業所等については、別途株式会社モリサワから交付され
る書面（以下「ライセンス証明書等」といいます）により指定されるものとしま
す。尚、許諾の地域的範囲は全世界としますが、ライセンス取得者は日本国内に
本店を有する法人もしくは日本国内に居住する自然人に限られるものとします。

- 1) ライセンス取得者は、ライセンス取得者が所有またはリース契約もしくはレン
タル契約を受けているデバイスに本フォントをインストールして、デバイス及
びデバイスに接続された出力装置を用いて、本フォントについて、ウェート・
スタイル・バージョンの異なるものも含め、本フォントを構成する文字・記号・
数字・シンボル等（書体）をもって、事実もしくは思想・感情の表現手段とし
て利用すること、印刷版下の作成、印刷、表示等の方法により複製（出力）す
ることが出来ます。尚、ライセンス取得者は、1台のデバイス内の複数のアプ
リケーション環境それぞれに本フォントのデータを保有するために各アプリ
ケーションごとに本フォントをインストールすることができます。
- 2) ライセンス取得者は、アプリケーションプログラム等を利用して、本フォント
から文字情報を取り出すことが出来、その取り出した文字情報をそのまま、ま
たはこれに基づき改変等の翻案をした上で、事実もしくは思想・感情の表現手
段として利用すること、印刷版下の作成、印刷、表示等の方法により複製（出
力）することが出来ます。

2. デバイスの定義

本契約における「デバイス」とは、本フォントを使用するためにその記憶装置に
インストールするコンピュータをいい、この単位をもって1台のデバイスと呼び
ます。尚、次の場合には、これを1台のデバイスと呼ぶことに差し支えありません。

- 1) 1台のコンピュータに複数のOSがインストールされている場合
- 2) 1台のコンピュータに複数のOSが同時起動している場合

3) 1台のコンピュータに複数のCPUが搭載されている場合

3. 禁止事項

ライセンス取得者は、次に例示する行為その他本契約及びライセンス証明書等に記載する許諾の範囲外の行為は一切してはなりません。

- 1) 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、本フォントから文字情報を取り出し、取り出させること
- 2) 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、本フォントから取り出された文字情報を改変等の翻案をする等してフォントその他の二次的成果物もしくはそのデータを製作し、製作させること
- 3) 本フォントから取り出した文字情報、フォントの代替として機能するあらゆるデータ、これらに改変等の翻案をして製作したフォント等の二次的成果物、もしくはこれらのデータを、有償・無償を問わず、第三者に交付、送信その他の方法により頒布すること
- 4) 本フォント及び本フォントに含まれるユーティリティ等につき、逆アセンブル、逆コンパイル、または解読すること
- 5) 本フォントをネットワーク上のサーバとして機能するデバイスにインストールし、クライアントとして接続する他のデバイスからアクセスして使用すること
- 6) 本フォントをライセンス証明書等により指定される台数を超えるデバイスで使用する目的で、記憶装置または記憶媒体にインストールしたり、複製を作成すること
- 7) 本フォントに含まれる、マニュアル等の関連資料及びユーティリティ等の全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であっても、そのコピーを取ること
- 8) 権利保護を目的として本フォントにあらかじめ設定された技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本フォントを複製、翻案、使用すること
- 9) 本契約の規定に従い、本フォントを使用する場合を除き、本フォントを変更したり、他のソフトウェアやドキュメンテーションと結合したりすること

4. 権利の帰属

本フォントの著作権その他一切の権利、企業秘密は、株式会社モリサワまたは株式会社モリサワに権利を許諾した第三者（以下「株式会社モリサワのライセンサー」といいます）に帰属しています。本フォントから取り出した文字情報を始めとして、この文字情報に基づき製作されたウェイト・スタイル・バージョンを変化させた文字、フォントその他の本フォントの二次的成果物及びそれらのデータについての著作権その他一切の権利は、それが適法に製作された与否を問わず、株式会社モリサワまたは株式会社モリサワのライセンサーに帰属するものとします。ライセンス取得者の権利は株式会社モリサワのライセンサーからのライセンス及び本契約の各条件によって制限されます。

5. 秘密情報

本フォントに関して株式会社モリサワが公開していない、あらゆる形態の情報が本契約における秘密情報ですので、ライセンス取得者はこれを本契約期間中はもとより終了後においても第三者に漏洩してはなりません。但し、ライセンス取得者が書面による証拠により次のことを証明出来る情報は秘密情報とはみなされないものとします。

- 1) ライセンス取得者の作為または不作為によることなく、公知であり、または公知となった情報
- 2) ライセンス取得者が株式会社モリサワによる開示以前に合法的に所有しており、株式会社モリサワから取得したものではない情報
- 3) 開示に対する制限なく第三者からライセンス取得者に対して合法的に開示された情報
- 4) いかなる秘密情報も使用せず、ライセンス取得者が秘密情報にアクセスする前にライセンス取得者が独自に開発した情報

尚、本契約の規定に従い許可される必要な用途に使用するため、及び保管の目的に限り、ライセンス取得者は、本契約の規定に従って、本フォント、全てのパーツ、コピー、その変更修正を複製することが出来るものとします。

6. 権利の譲渡等の禁止

ライセンス取得者は、如何なる理由があろうとも、株式会社モリサワの書面による許諾を得ずに本フォントの全部または一部を再配布、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、レンタル、擬似レンタル、再販売（中古品取引を含む）、組込をすることはならず、本フォントの使用権を第三者に再許諾し、本フォントもしくは本ライセンス契約上の地位を第三者に譲渡し、またはそれらを担保に供することは出来ません。

7. 損害賠償額の上限

ライセンス取得者が本フォントの使用に関連して何らかの損害を被った場合であっても、名目の如何を問わず株式会社モリサワが負担する責任は金銭賠償に限られ、その賠償額は、ライセンス取得者が実際に支払った本フォントの使用権許諾の金額を上限とします。本フォントの使用または使用不能により、またはそれらに関連して生じるライセンス取得者の派生的財産的損害及び直接的または間接的な営業上の損害、精神的損害については、いかなる場合であっても株式会社モリサワ及び株式会社モリサワのライセンサーはその責めに任じないものとします。

8. 保証の範囲

株式会社モリサワはライセンス取得者が本フォントを最初に取得した日から 90 日間に限り、本フォントが格納される媒体やマニュアルに物理的な欠陥、乱丁、落丁があった場合には、その程度に応じて株式会社モリサワの判断に基づき、交換または代金返還をします。本フォントに重大な瑕疵があった場合（動作保証対象外の特定のデバイスまたは第三者のソフトウェアに起因する動作不具合を除きます）、本フォントを最初に取得した日から 90 日間に限り、その程度に応じて株式会社モリサワの判断に基づき、修補プログラムの提供、解決方法の案内、または代金の返還を行います。株式会社モリサワは、本フォントの品質、機能がライセンス取得者の使用目的の全てに適合することを保証するものではなく、本フォントの選択・導入の適否、本フォントまたは本フォントを使用するアプリケーションの不具合によるデータの損失を防御するための適切なバックアップ等についてはライセンス取得者の責任とします。

9. アドビの権利

アメリカ合衆国カリフォルニア州 95110-2704、サンノゼ市、パークアベニュー、345 所在、アドビ・システムズ・インコーポレーテッド（以下、アドビといいます）は本契約条項に基づくライセンスに関する利害関係者（第三者受益人）であり、本フォントのポストスクリプトフォント技術に関する限り、株式会社モリサワの他にアドビもまた本契約の遵守をライセンス取得者に直接要求することが出来ます。

10. 輸出に関する制限

本フォントは、アメリカ合衆国製の技術で作成されています。よって、いかなるフォームにおいて、ユーティリティを含んだアメリカ合衆国製の商品、技術データの輸出、再輸出に際してはアメリカ合衆国連邦法の制限を受けます。前記に関する義務は、本契約の終了後においても有効に存続することに同意しなければなりません。

11. サポート及びサービス

ライセンス取得者は、株式会社モリサワの現行の製品サポート・サービスに関するポリシー（ライセンス取得者のご希望により入手出来ます）に記載されたサポート・サービスを、現行の製品サポート・サービスのポリシーに従って提供を受けることが出来ます。但し、ライセンス取得者に提供される株式会社モリサワのサポート・サービスは、日本国内における日本語によるものに限られるものとします。

12. 保管の義務

本契約により、その使用を許諾される本フォントをインストールする際に使用するインストールキー等の識別情報は、ライセンス取得者毎に作成、提供される固有のものであります。ライセンス取得者は、それらを厳重に保管し、第三者に開示してはなりません。万一、それらが第三者に使用された場合、その責任はライセンス取得者が負わなければなりません。尚、その場合、ライセンス取得者は、本フォントの使用許諾料金相当額を含む株式会社モリサワが被った全損害を賠償しなければなりません。

13. ライセンスの遵守

本フォントは、著作権法及び国際著作権条約をはじめその他の法令により保護されています。ライセンス取得者は、本フォントを含めたソフトウェアの健全な使用環境の形成に努めなければなりません。ライセンス取得者は、株式会社モリサワから要求された場合、その時点において、本フォントを含む株式会社モリサワのフォント製品及びソフトウェア製品が、各々の製品の有効なライセンスに従って使用されていることを、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出等を含め書面により証明しなければなりません。当該ライセンス取得者の証明につき合理的な疑いがあり、株式会社モリサワが必要かつ適切とみなした場合には、株式会社モリサワは、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、フロッピーディスクまたはその他のバックアップ媒体及びその他の書類について調査をする権利を有し、ライセンス取得者はこれに応じる義務を負うものとします。株式会社モリサワは、かかる調査をライセンス取得者の事業所だけでなく株式会社モリサワが必要と認めた場所で行うことが出来るものとします。

14. 契約の解除

株式会社モリサワは、ライセンス取得者が本契約のいずれかの条項もしくはライセンス証明書等の記載に違反した場合または株式会社モリサワの著作権を侵害した場合には、本契約を解除することが出来ます。尚、ライセンス取得者は、自らの違反行為により、株式会社モリサワが損害を被った場合には、本契約が解除されると否とに拘わらず、その損害を賠償しなければなりません。

15. 契約期間

本契約は、本フォントの使用権許諾の代金が株式会社モリサワへ支払われることを条件に、本契約の締結時または本フォントの使用開始時のいずれかの早い時点から成立し、ライセンス証明書等により指定される契約期間満了日まで有効とします。

16. 契約の終了に伴う義務

ライセンス取得者は、本契約が期間の満了または契約の解除等により終了した場合、直ちに本フォントの使用を停止し、本フォントを削除して、本フォントをインストールするために株式会社モリサワから提供された全ての有体物及び無体物（本契約の規定に従い、または本契約に違反して、それらのコピーを作成している場合には、当該コピーも含みます）を自己の負担で株式会社モリサワに返還しなければなりません。株式会社モリサワは、当該ライセンス取得者の履行に関して、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、フロッピーディスクまたはその他のバックアップ媒体及びその他の書類について調査をする権利を有し、ライセンス取得者はこれに応じる義務を負うものとします。株式会社モリサワは、かかる調査をライセンス取得者の事業所だけでなく株式会社モリサワが必要と認めた場所で行うことが出来るものとします。尚、契約終了の事由の如何に拘わらず、株式会社モリサワは、本フォントの使用権許諾の代金をライセンス取得者に返還しません。

17. 無効化手段等

株式会社モリサワは、本契約の契約期間に基づく時限装置等を含む技術的無効化手段を本フォント等に包含させることが出来、それにより、本契約が終了した場合などに本フォント等を無効化することが出来る権利を有するものとし、ライセンス取得者は、かかる無効化が実施された場合でも、一切の異議を申し立てないものとします。また、株式会社モリサワは、本フォントが本契約及びライセンス証明書等にて指定される使用の許諾及び有効なライセンスの範囲で使用されるために、如何なる技術的手段をも適時追加することが出来るものとします。

18. 一般条項

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は大阪地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

以下余白